

入 札 説 明 書

国立大学法人 三重大学

入札説明書

この入札説明書は、国立大学法人三重大学（以下「本法人」という。）が発注する請負等契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 契約担当者等

- （１）契約担当者 三重大学長 伊藤正明
- （２）所属部局名 国立大学法人 三重大学
- （３）所在地 〒５１４－８５０７ 三重県津市栗真町屋町１５７７

2 調達内容

- （１）請負業務名
 - （２）請負業務の内容等
 - （３）請負期間
 - （４）請負場所
 - （５）入札方法
- } 別記１のとおり

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙契約書（案）及び本学が定めた業務請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。また、請負代金の直接業務費のほか、輸送費、保険料、税等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ② 競争加入者等は、別紙の仕様書、図面、契約書（案）及び契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、下記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（６）入札保証金

免除する。

（７）契約保証金

- ① 落札者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付するものとする。

但し、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- ② 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは三重大学に帰属するものとする。

3 競争参加資格

- (1) 国立大学法人三重大学契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において開札時までに別記2の等級に格付けされている者であること。
- (3) 入札公告及び入札説明書において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者と請負契約を締結する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) その他取扱細則第5条の規定に基づき、会務事務責任者が定める資格を有する者であること。
- (5) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (6) 学長から取引停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 文部科学省所管における物品購入契約等に係る取引停止等の取扱要領（平成18年会計課長通知）により取引停止の措置を受けていない者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 各書類の提出場所及び問い合わせ先
別記3のとおり。
- (2) 入札説明会の日時及び場所
別記4のとおり。
- (3) 入札書の受領期間及び受領期限
別記5のとおり。
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式1の入札書を作成し、直接提出すること。その場合は封書に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年12月25日開札〔三重大学（上浜等）施設設備他保全業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。なお、郵便、電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。
 - (ア) 請負業務名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）。

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、（７）代理人による入札を参照のこと。

② 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当部分に二重線と押印を施すこと。

③ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(５) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの。

② 請負業務名が未記載、または重大な誤りのあるもの。

③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの。

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 入札金額が未記載、または不明確なもの。

⑥ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のないもの。

⑦ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの。

⑧ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの。

⑨ 別記２に記載の資格審査が開札日時までに終了しなかった者又は資格を有すると認められなかった者の提出したもの。

⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑪ その他入札に関する条件に違反したもの。

(６) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公

正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

別記6のとおり。

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約事務取扱責任者が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者。
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、請負業務を履行できることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、別記5の受領期限までに提出しなければならない。

② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、会計事務責任者から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙 1 により作成する。

② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③ 会計事務責任者は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した請負業務を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用しない。

④ 一旦受領した書類は返却しない。

⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した請負業務を履行できるかどうかの判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 上記 4 の (4) に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、上記 3 の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が取扱細則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、会計事務責任者が、取扱細則第 25 条第 3 項に基づく調査を行う場合がある。その場合、当該入札者に対して事情聴取並びに資料提出を求めることとなるが、当該入札者はその調査に協力しなければならない。調査の結果、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、立会職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、学長が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（6）支払条件

別紙2、請負契約書（案）のとおりとする。

（7）請負業務名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて完了検査等の対象とする。
- ② 完了検査終了後、履行期間中において、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

別 記

1 請 負 内 容

- (1) 請 負 業 務 名 三重大学（上浜等）施設設備他保全業務
- (2) 請負業務の内容等 別紙、特記仕様書のとおり。なお、ホームページにてダウンロード（パスワードは下記総務担当までお問い合わせください）。
- (3) 請 負 期 間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- (4) 請 負 場 所 三重県津市栗真町屋町1577 他

2 競争加入者に必要な等級等

- （ 等 級 ） 入札時に文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和07・08・09年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA等級に格付けされている者であること。

なお、入札書の提出時に上記に係る資格審査申請中である場合も、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書の提出を可能とする。ただし、開札の時点で当該資格を有している事が確認できなかった場合、その入札は無効とする。

3 各書類の提出場所及び問い合わせ先

- （ 郵便番号 ） 5 1 4 － 8 5 0 7
- （ 所 在 地 ） 三重県津市栗真町屋町 1 5 7 7
- （ 機 関 名 ） 三重大学施設部施設企画チーム総務担当
- （ 電話番号 ） 0 5 9 － 2 3 1 － 9 0 3 6
- （ M a i l ） si-somu@ab.mie-u.ac.jp

※特記仕様書の問い合わせ先

施設管理チーム 電話 0 5 9 － 2 3 1 － 9 0 4 1

4 入札説明会について

行わない。

5 入札書の受領期間及び受領期限

- （ 受領期間 ） 令和7年11月14日 ～ 令和7年11月26日
- （ 受領期限 ） 令和7年11月26日 17時00分

6 開札の日時及び場所

(日 時) 令和 7 年 1 2 月 2 5 日 1 0 時 0 0 分
(場 所) 三重県津市栗真町屋町 1 5 7 7
三重大学本部管理棟 1 階入札室

別紙 1

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類（提出部数 1部）

- （1）文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し

2 業務履行できることを証明する書類（提出部数 各1部）

- （1）保全業務特記仕様書 II. 一般共通事項 4. 業務担当者 （1）～（3）に記載の資格の写し

◎参考見積書（社名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印したもの）1部

見積書は数量書を参考に、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳を作成して令和7年11月26日17時00分までに提出願います。

様式の請求先及び提出先

三重大学施設部施設企画チーム総務担当

MAIL : si-somu@ab.mie-u.ac.jp

別紙2

請 負 契 約 書 (案)

請負業務名 三重大学（上浜等）施設設備他保全業務
請負代金額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)

(内訳)			
令和8年度	4～6月分	円, 7～9月分	円
	10～12月分	円, 1～3月分	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円)
令和9年度	4～6月分	円, 7～9月分	円
	10～12月分	円, 1～3月分	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円)
令和10年度	4～6月分	円, 7～9月分	円
	10～12月分	円, 1～3月分	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円)
令和11年度	4～6月分	円, 7～9月分	円
	10～12月分	円, 1～3月分	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円)
令和12年度	4～6月分	円, 7～9月分	円
	10～12月分	円, 1～3月分	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人三重大学 学長 伊 藤 正 明（以下「甲」という。）と受注者 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇（以下「乙」という。）との間において、上記の請負（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で以下の条項により、請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 乙は、「三重大学（上浜等）施設設備他保全業務 保全業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき業務を行うものとする。

第2条 業務の履行場所は、仕様書に定める通りとする。

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

第4条 乙は、仕様書に定める報告書を本学職員に提出するものとする。

第5条 請負代金は、業務の履行検査完了後、四半期ごとに支払うものとする。この支払は、請求書を受領した日とその月の15日以前であるときは受領した月の月末に、受領した日とその月の16日以降であるときは翌月の月末に行うものとする。

第6条 契約保証金は納付する。但し、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。

第7条 甲は必要と認める場合において、いつでも乙の業務について履行検査をすることができる。

第8条 乙は業務上必要な範囲において、甲の設備等を甲の承認を得て使用することができる。この場合において、乙が故意又は過失により甲の設備等を亡失又は損傷したときは、その損害を賠償するものとする。

第9条 乙は、業務の履行中において、災害または公害若しくは重大な障害が発生したときは、すみやかに適切な措置をとり、その経緯を直ちに監督職員に報告する。

第10条 乙は、派遣する業務責任者の業務の履行に必要な関係諸法令等に基づく、所要の取扱い資格の書類を甲に提出して、その承認を得るものとする。

第11条 乙は、業務にあたり、甲に損害を与えたときはその責を負うものとする。但し、その障害の発生が甲の責に帰する事由による場合、又は天災・災害・盗難、その他不可抗力による場合は、乙はその責を負わない。

第12条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第61条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 発注者はこの契約に関して、本条第1項の各号の一に該当することとなったときは、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第13条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人三重大学業務請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約について甲・乙間に紛争が生じたときは、双方話し合いの上、これを解決するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙で協議のうえ、定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 三重県津市栗真町屋町1577
国立大学法人三重大学
学 長 伊 藤 正 明

受注者 【住所】
【法人等名】
【代表者氏名等】 ㊞

別紙様式 1（競争加入者本人が入札する役務請負契約の場合）

入 札 書

請 負 件 名 三重大学（上浜等）施設設備他保全業務

入 札 金 額 金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

国立大学法人三重大学業務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人三重大学 御中

競争加入者		押印	
[住 所]	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
[氏 名]	株式会社〇〇〇〇〇		
	代表取締役 〇〇〇〇		

押印

備 考

※ 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、かつ、社印・代表者印を押印すること。

別紙様式 1（代理人が入札する役務請負契約の場合）

入 札 書

請 負 件 名 三重大学（上浜等）施設設備他保全業務

入 札 金 額 金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

国立大学法人三重大学業務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人三重大学 御中

競争加入者の印鑑は必要ありませんが、競争加入者も住所・氏名の記入は必要です。

競争加入者

[住 所] 〇〇〇〇〇〇〇〇

[氏 名] 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

代 理 人

[氏 名] 株式会社〇〇〇〇

支社長 〇〇〇〇

押印

備 考

※ 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、代理人のみ押印すること。

（競争加入者の押印はしないこと。）

別紙様式 1（復代理人が入札する役務請負契約の場合）

入 札 書

請 負 件 名 三重大学（上浜等）施設設備他保全業務

入 札 金 額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

国立大学法人三重大学業務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人三重大学 御中

競争加入者の印鑑は必要ありませんが、競争加入者も住所・氏名の記入が必要です。

競争加入者

〔住 所〕 〇〇〇〇〇〇〇〇

〔氏 名〕 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

復 代 理 人

〔氏 名〕 株式会社〇〇〇〇

〇〇〇〇

押印

備 考

※ 復代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、復代理人のみ押印すること。
（競争加入者の押印はしないこと。）

封筒の表

※

箇所は、朱書きすること

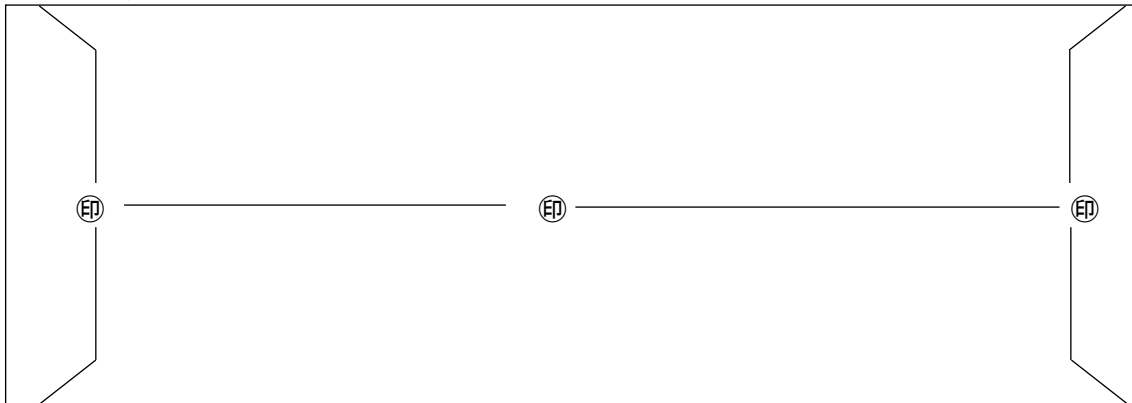
「令和7年12月25日開札

「三重大学（上浜等）施設設備他保全業務」の入札書在中」

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

封筒の裏

入札書に使用した印を割印として3ヶ所押印すること



※封印は紙の継ぎ目に押すこと。

(支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三 重 大 学 御 中

委任者（競争加入者）東京都〇〇区〇〇町〇ー〇ー〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

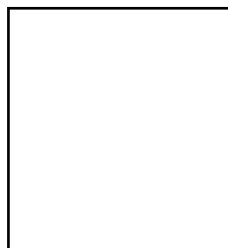
記

受任者（代理人） 〇〇県〇〇市〇ー〇ー〇
〇〇〇〇株式会社〇〇支店
支 店 長 〇 〇 〇 〇

委 任 事 項 1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 4. 契約物品の納入及び取下げに関する件
 5. 契約代金の請求及び受領に関する件
 6. 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印鑑



※ これは記載例（様式及び記載内容）であり、必要に応じて適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があつて差し支えない。

（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三 重 大 学 御 中

委任者（競争加入者） 東京都〇〇区〇〇町〇ー〇ー〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の権限を委任します。

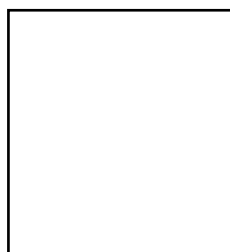
記

受任者（代理人） 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
〇〇〇〇株式会社〇〇支店
支 店 長 〇 〇 〇 〇

委 任 事 項 入札及び見積りに関する件
（三重大学（上浜等）施設設備他保全業務）

委 任 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印鑑



※ これは記載例（様式及び記載内容）であり、必要に応じて適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があつて差し支えない。

（支店等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三 重 大 学 御 中

委任者（競争加入者の代理人） 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
〇〇〇〇株式会社〇〇支店
支 店 長 〇 〇 〇 〇 印

私は、下記の者を〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（競争加入者）の復代理人と定め、貴学との間における下記の権限を委任します。

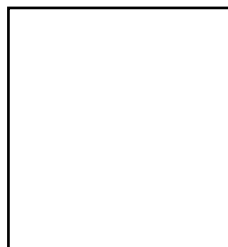
記

受任者（復代理人） 〇〇〇〇株式会社〇〇支店
〇 〇 〇 〇

委 任 事 項 入札及び見積りに関する件
（三重大学（上浜等）施設設備他保全業務）

委 任 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



※ この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要である。

これは記載例（様式及び記載内容）であり、必要に応じて適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。